（歴史資料の部）

上欄 名称及び員数	関係告示	中欄 名称及び員数	下欄 所有者	所有者の住所
大津百艘船関係資料 一、文書・記録類　千百九十八点 一、高札　十三点 一、器物類　二十六点	平成三十年文部科学省告示第二百八号	大津百艘船関係資料 一、文書・記録類　一点 一、高札　二点 一、器物類　二十五点	大津市（大津市歴史博物館保管）	滋賀県大津市御陵町三―一
京都盲唖院関係資料 一、文書・記録類　千百五十三点 一、教材・教具類　百九十三点 一、典籍・教科書類　千二百五十三点 一、凸字・点字資料　二百二十一点 一、生徒作品　八十四点 一、書跡・器物類　六十四点 一、写真・映画フィルム　三十二点	平成三十年文部科学省告示第二百八号	京都盲唖院関係資料 一、文書・記録類　七十点 一、教材・教具類　三十一点 一、典籍・教科書類　二百十一点 一、凸字・点字資料　八十三点 一、生徒作品　七十五点 一、書跡・器物類　十一点 一、写真・映画フィルム　一点	京都府（京都府立盲学校・聾学校保管）	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
菅茶山関係資料 一、著述稿本類　六百四十七点 一、文書・記録類　六百三十一点 一、書画類　三百三十一点 一、書状類　九百三十九点 一、典籍類　二千七百六点 一、絵図・地図類　四十四点 一、器物類　七十一点		菅茶山関係資料 一、著述稿本類　三十二点 一、文書・記録類　三百十八点 一、書画類　二百六点 一、書状類　百七十一点 一、典籍類　四十点 一、絵図・地図類　百十九点	広島県（広島県立歴史博物館保管）	広島県広島市中区基町一〇―五二

○文部科学省告示第百二十一号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の名称を、同表の下欄の名称に改める。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

（彫刻の部）

上欄 名称及び員数	関係告示	下欄 名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造四天王立像　四軀	明治四十二年内務省告示第百十六号	木造四天王立像（所在本堂）　四軀 広目天台座裏に建保五年四月等の銘がある	宗教法人円成寺	奈良県奈良市忍辱山町一二七三

（工芸品の部）

上欄 名称及び員数	関係告示	下欄 名称及び員数	所有者	所有者の住所
刀　銘備前國長船住左衛門尉藤原朝臣則光　一口 於作州鷹取庄黒坂造 鷹取勘解由左衛門藤原朝臣泰佐打ス 長祿三年己卯十二月十三日	昭和十三年文部省告示第二百一号及び昭和三十三年文化財保護委員会告示第八号	太刀　銘備前國長船住左衛門尉藤原朝臣則光　一口 於作州鷹取庄黒坂造 鷹取勘解由左衛門尉菅原朝臣泰佐打ス之 長祿参年己卯十二月十三日	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九